

# 国民健康保険料の年金からの納付（特別徴収）について

長岡市 福祉保健部 国保年金課

国民健康保険料の年金からの納付は、保険料を個別に金融機関の窓口でお支払いいただくなどの手間をおかけしないようにするために行われるものです。

## 年金からの納付の対象者は・・・

世帯主を含めた国民健康保険加入者全員が65歳から74歳の世帯は、原則として、保険料を世帯主の年金から納めていただくことになります。

ただし、次の①から③のいずれかに該当される方は、年金から納付されません。

- ① 年金額が年額18万円未満の世帯主の方
- ② 介護保険料と合わせた保険料額が年金額の1/2を超える方
- ③ 滞納がなく、口座振替により保険料を納めていただいている方

## 口座振替を選択することもできます

年金からの納付対象者であっても、滞納がない場合、口座振替により保険料を納める方法を選択することもできます。

【**手続方法**】 口座振替を希望する金融機関・ゆうちょ銀行へ、通帳と届出印を持参し、「口座振替依頼書」を記入の上、その窓口へ提出してください。

「口座振替依頼書」は金融機関の窓口にて用意してあります。

※手続後、3～4か月後の年金から、納付が中止になります。

## 保険料の納付方法について

(1) 前年度から継続して年金から納付されている方

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付月	○ 年金	×	○ 年金	×	○ 年金	×	○ 年金	×	○ 年金	×	○ 年金	×
	仮徴収						本徴収					
・4月、6月、8月の年金からの納付額は、前年度の2月に年金から納付いただいた額と同額です。 ・10月、12月、2月の年金からの納付額は、年間保険料の決定後、4月～8月の期間に納付いただいた分を差し引いた残りを3回で割った額です。												

(2) 今年度10月から、年金から納付される方

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付月	×	×	×	○ 1期	○ 2期	○ 3期	○ 年金	×	○ 年金	×	○ 年金	×
	請求はありません			納付書で納付			年金からの納付					
年間の保険料を6回に分けて納めていただきます。翌年度からは、(1)の納付方法になります。												

## 年金からの納付でなくなる場合

- (1) 世帯主が75歳に到達する年度の保険料は、年金からの納付を行いません。
- (2) 所得の変更などにより前年の所得が減少したり、世帯員が脱退するなどして、年度の途中で保険料が減額となった場合は、年金からの納付を中止します。
- (3) 年度の途中で64歳までの世帯員が国保に加入した場合は、年金からの納付を中止します。
- (4) 滞納がなく、口座振替の申込を金融機関に依頼された場合は、年金からの納付を中止します。ただし、依頼してから実際に年金からの納付が中止されるまでに3～4か月かかります。

## 年金からと納付書の両方で納めていただく場合

- (1) 年度の途中で65歳から74歳までの世帯員が国保に加入し、保険料が増額となった場合は、増えた分の保険料は納付書によって納めていただきます。
- (2) 所得の変更などにより前年の所得が増加し、年度の途中で保険料が増額となった場合は、増えた分の保険料は納付書によって納めていただきます。

## 年金からの納付 ここが疑問

Q 1

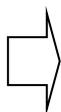
年金からの納付を中止することはできないのか。



滞納がなく、口座振替により保険料を納めていただける場合は、年金からの納付を中止することができます。年金からの納付を中止するためには、口座振替の申し込み手続きをしてください。ただし、依頼してから実際に年金からの納付が中止されるまでに3～4か月かかります。

Q 2

同じ市内に住んでいるのに、年金から納付する人とそうでない人がいるのはなぜか。



国保加入者が全員65歳から74歳までの世帯の世帯主の方に、年金から納付いただいています。  
世帯内に64歳までの国保加入者が1人でもいれば、年金から納付いただく対象にはなりません。  
また、滞納がなく、口座振替により保険料を納めていただいている方は、年金から納付いただく対象にはなりません。

Q 3

1回あたりの支払い額が多くなったのはなぜか。



これまで保険料は、年額を9回に分けて納めていただいておりますが、年金からの納付は偶数月の年金支給にあわせて行われますので、年間保険料を6回で分割した金額が1回あたりのお支払い額となります。そのため、1回あたりの金額が高くなりますが、ご理解をお願いします。

問い合わせ先：長岡市 国保年金課 国保保険料担当（電話0258-39-2220）

問い合わせ窓口：アオーレ長岡（東棟）1階 健康保険・年金窓口